

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p style="text-align: right;"> 国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 一部改正平成21年11月20日 一部改正平成22年12月15日 <u>一部改正平成23年 3月31日</u> </p> <p> 各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長 </p> <p style="text-align: center;"> 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長 </p> <p> 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について </p> <p> 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反 </p>	<p style="text-align: right;"> 国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 一部改正平成21年11月20日 一部改正平成22年12月15日 </p> <p> 各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長 </p> <p style="text-align: center;"> 自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長 </p> <p> 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について </p> <p> 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反 </p>

行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1、2（略）

3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び口頭注意、勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

4～12（略）

附 則

- 1 この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までにに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則（平成21年11月20日 国自安第109号、国自貨第112号、国自整第87号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1、2（略）

3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び口頭注意、勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

4～12（略）

附 則

- 1 この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までにに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則（平成21年11月20日 国自安第109号、国自貨第112号、国自整第87号）

この通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年12月15日 国自安第105号、国自貨第108号、

附 則 (平成 22 年 12 月 15 日 国自安第 105 号、国自貨第 108 号、
国自整第 100 号)

この通達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日 国自安第 177 号、国自貨第 149 号、
国自整第 161 号)

この通達記 3 中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運
送事業法第 17 条第 3 項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 4
項の規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

国自整第 100 号)

この通達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。